

建物の

耐震改修・建替・解体を支援します

倉吉市では、震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修などにかかる費用を支援または補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

1 補助対象となる建物


- 平成 12 年 5 月 31 日以前の木造一戸建て住宅または昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物等
(建築基準法第 9 条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの)
 - 改修設計、耐震改修(建替え)、除却及び耐震シェルターについては、耐震診断により耐震性が不足していると判断された建物
- *その他、対象となる建物の要件等については窓口にご確認ください。

2 補助金の額


補助対象事業費 × 補助率 = 補助金の額
(各事業にかかる費用。上限あり。)(下表参照)




無料耐震診断の
面積要件を拡充!


事業	要件 / 補助対象事業費(上限額)		補助率	1戸当たりの 補助金の上限額	
	木造一戸建て住宅  平成 12 年 5 月 31 日以前建築 (非木造の場合は、昭和 56 年 5 月 31 日以前建築)	耐震診断		自己負担なし 無料耐震診断 ●市内の木造一戸建て住宅 ●2階建て以下・延べ床面積 280 m ² 以内 が対象 *店舗併用住宅(店舗等の部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のもの)を含みます。	2/3
一部補助			一般診断法(図面有): 88,000 円	5万9千円	
一般診断法(図面無): 113,300 円			7万6千円		
改修設計		24万円		1/2	12万円
耐震改修・建替え		耐震改修 または 建替え に要する費用 *「耐震改修」の場合は、建物全体の耐震性能を向上させる改修工事が対象です。 *リフォーム等合わせて工事することも可能ですが、リフォーム費用分は補助対象外となります。		4/5	100万円
除却		住宅の除却(解体)に要する費用		23%	83万8千円
耐震シェルター	耐震シェルター設置に要する費用 *部屋型のものが対象。ベッド型は対象外。		23%	83万8千円	

*改修設計、耐震改修、建替え、除却又は耐震シェルター設置については、耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象です。改修設計は、建替えの場合の設計も含みます。

事業	要件	補助率	1戸当たりの 補助金の上限額
一戸建て住宅  屋根瓦耐震耐風対策	屋根の軽量化 または 屋根瓦の落下防止措置 に要する費用 <木造住宅の場合> *非木造住宅の場合は昭和56年。 ①平成12年6月1日*以降に建築されたもの ②平成12年5月31日*以前に建築されたもののうち、耐震診断で「倒壊の危険性が低い」と判断されたもの又は耐震改修済みのもの ③土ぶき瓦屋根のもの ④耐震改修工事を併せて行うもの	1/3	30万円

③・④も対象に!

建築物  昭和56年 5月31日 以前建築	事業	補助対象事業費の上限 *①・②いずれか低い方の額を適用		補助率	1棟当たりの 補助金の上限
		① 面積による上限	② 1棟当たりの上限		
	耐震診断	S ≤ 1,000 m ²	3,600 円/m ²	300 万円	2/3
改修設計	1,000 m ² < S ≤ 2,000 m ²	1,540 円/m ²			
	2,000 m ² < S	1,030 円/m ²			
耐震改修 (建替え) 除却	50,300 円/m ²		23%	1,800 万円	
<p>●耐震改修・建替え・除却の補助については、<u>延べ床面積 1,000 m² (幼稚園及び保育園等は 500 m²) 以上、建物の用途などに制限があります</u>。詳しくは窓口にご相談ください。</p> <p>●建替え・除却の場合、耐震改修に要する費用相当分の金額が補助対象となります。</p>					

長屋 共同住宅  昭和56年 5月31日 以前建築	事業	補助対象事業費の上限 *①・②いずれか低い方の額を適用		補助率	1棟当たりの 補助金の上限
		① 面積による上限	② 1棟当たりの上限		
	耐震診断	建築物の耐震診断に同じ		300 万円	2/3
改修設計	改修設計 に要する費用		24 万円	1/2	12 万円
耐震改修 (建替え)	耐震改修 または 建替え に要する費用 * マンションは対象外			4/5	100 万円
除却	除却 (解体) に要する費用			23%	83 万 8 千円

住宅の耐震改修に係る税制の優遇措置 (令和4年度)

- 1 所得税 (倉吉市の発行する証明書が必要です)
昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、耐震工事の標準的費用をもとに、一定の算式により計算された額がその年分の所得税額から控除されます。
※令和5年12月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは、倉吉税務署にご確認ください。
- 2 固定資産税 (倉吉市または建築士等が発行する証明書が必要です)
昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対し、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅の固定資産税額 (120 m²相当分まで) が 1/2 に減免されます (翌年度分が対象となります)。
※令和6年3月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは、市役所税務課 (第2庁舎) にご確認ください。

Q. 耐震改修ってどのくらい費用がかかるの? (木造2階建て一戸建て住宅の場合)

A. 耐震改修は、100~150 万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が約 187 万円以下で行われています。補助制度を活用することで、実際に支払う金額は更に少なくなります。平均的な180万円程度の耐震改修工事であれば、180万円×4/5=144 万円→補助額100万円 (上限) の補助を受けることができるので、自己負担は 80 万円で耐震化することができます。※補助金の受け取り先を施工業者等に委任することもできますので、ご相談ください。

Q. リフォームとあわせて耐震改修することもできますか?

A. 可能です。解体・復旧など重複する工事をまとめて行えるので、別々に行うより工事期間や費用面からも効率よく進められます。リフォームを検討する際には、あわせて耐震改修もご検討ください。
ただし、当補助金は耐震改修に係る費用のみが対象となりますので、ご注意ください。

よくある
ご質問



【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先: 倉吉市役所 建築住宅課 (本庁舎)
電 話: 0858-22-8175 (直通)

